

「第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画における中間年での見直しについて(案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

1 意見等の提出者数	3 人
2 意見等の件数	9 件
3 上記2のうち計画等の案を修正した件数	3 件
4 意見等の概要及び市の考え方	

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	第2部の1の(3)の方策(提供体制)の内容等の見直しについて、市民目線での分析として、①小樽市は東西に長いため、エリアごとに判断、②入所待ちの家庭が置かれている状況、③保育施設は、4月の入所状況で雇用を考えると4月時点も判断材料にすべきと考えるが、これらの状況を参考資料として添付した上で、市の判断があった方がよいと思われる。	本計画上では、教育・保育提供区域の設定を全市(1区域)としていますが、実際には各保育施設の状況調査により実態の把握に努めており、地域の提供体制の状況も見ながら判断しております。現在、特定の保育施設への入所希望や、保育士不足により各保育施設において十分な保育士数を確保できていない状況が続いており、希望する保育施設に入所することができない入所待ち児童が依然として生じている状況です。いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
2	第2部の1の(3)において、需要量見込みの見直しを行わない理由として、10%以上の乖離がないことをあげていますが、実績との見込みの差の絶対数は母数が大きいので、無視するのは厳しいような気がしました。 子供と家族の将来に関わる重要な事項だと思いますので、可能な限り差を小さくする努力があっても良いように思いました。	現状では、提供体制が確保されていることや、国の手引きにおいて、10%の乖離がない場合は需要量を見直す必要がないと示されていることから、見直しは行っておりません。
3	同じく2において、見直しを行わない事業の理由で、新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績想定困難をあげていますが、最近、コロナ感染対策の緩和が進んできていますので、この理由は現状に合わないと感じました。 また逆にコロナ禍だからこそ、ニーズが増える可能性も検討しなくて良いのか気になりました。	これまでの実績を踏まえ、見直しを検討いたしましたが、平常時の実績の想定が困難であることや新型コロナウイルス感染症の感染状況など、今後の先行きが依然として不透明であると考えておりますので、見直しは行っておりません。 いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
4	2の(3)において、2.5倍の計画値見直しを行う理由に、令和2年度から令和3年度の2.7倍増加をあげていますが、理由になっていないように思います。当時とこれからでは状況が異なると思いますし、スケール効果のようなものもあるように思います。	病児保育事業は、令和元年10月に開始した事業であり、当初の計画値の設定では、乖離が大きいことから算出方法を変更し、実績が確定している令和2年度及び令和3年度の実績を参考とし、2.5倍程度を見込む計画値の見直しを行いました。
5	2の(4)で、市外の従来型幼稚園を利用する児童を3名と見込む理由が不明なところが気になりました。3名だけとする根拠は何かあるのでしょうか。	本計画の見直し時点において、市外の従来型幼稚園を利用している児童が3名おり、次年度以降も同数の利用が見込まれることから、計画値を同数の3名と設定いたしました。

No.	意見等の概要	市の考え方等
6	4の(2)において、児童委員が重要な役割を担いそうに自分は思っていますが、この文章で児童委員はどのような位置づけなのか、気になりました。	子どもの居場所づくりに取り組む上で、児童委員も含めた地域住民との連携も重要であると考えておりますので、いただいた御意見を踏まえ、案の「学習支援や食事の提供を運営する地域の団体との連携した支援に取り組みます。」を「地域住民のほか、学習支援や食事の提供を運営する地域の団体との連携した支援に取り組みます。」に修正いたします。
7	多くの市民などに本計画を周知徹底させる必要から、本計画を策定している部署と連絡先(電話番号、メールアドレス)などを表紙あるいは最終頁などに記載すべきである。他のパブリックコメントでも指摘している事項であり、企画政策室によるパブリックコメントに関する運用を見直すべきと考える。	いただいた御意見を踏まえ、本計画の裏表紙に部署及び連絡先(電話番号、メールアドレス等)を記載いたします。
8	子ども・子育て支援事業計画を見直すことになった経緯と見直し内容を確認しました。パブリックコメント制度を通じて市民に意見を求める必要性があるのか疑問を感じる記載内容であった。	子ども・子育て支援法において、「市町村子ども・子育て支援事業計画を変更しようとするときは、内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めること」と定められていることから、パブリックコメントを実施するものです。
9	「保護者に対する就労の支援や経済的支援の着実な実施に努めます。」とあるが、経済的支援についてはより具体的、定量的に事業計画を示すべきと考える。	より具体的に示すべきという御意見を踏まえ、案の「保護者に対する就労の支援や経済的支援の着実な実施に努めます。」を「母子家庭及び父子家庭自立支援給付金支給事業などによる保護者に対する就労の支援や、児童手当や児童扶養手当制度などの経済的支援の着実な実施に努めます。」に修正いたします。また、具体的な施策における定量的な記載につきましては、次期計画策定に係る国の基本方針等を踏まえながら検討していきたいと考えております。